

「密室」で生まれる職場の風土

曽根直樹・日本社会事業大専門職大学院准教授

障害者施設従事者による障害者への虐待は全国で増え続けている。厚生労働省によると、2018年度の相談・通報件数は2605件、認定件数592件、被害者は777人でいずれも過去最多を更新した。障害者虐待防止法ができてから18年度までの虐待件数を分析すると、「障害者支援施設（入所施設）」の23%で虐待が起きている割合になる。次いで多いのは重度心身障害者の入所施設で19%。一方、通所施設は2~5%。入所施設で虐待が起きやすいことを踏まえ、対策を講じなくてはならない。

虐待が起きやすい理由は、施設が「密室」であること。家庭内の児童虐待と似て外からは見えにくい。施設では食事、入浴、日中活動と時間が決まっており、職員と利用者の中に管理する、されるという上下関係が作られやすい。

障害によるさまざまな特性をもつ人たちが集団生活しているため、利用者同士のトラブルが起きる場面もある。そうした時に利用者に威圧的な態度で接し、抑えることができる職員は、職員集団の中で頼られがちだ。

千葉県立の障害者施設で起きた、職員の暴行による入所者死亡事件では、暴行した職員全員が「周りが暴行していたので感覚がまひしてやってしまった」と供述している。「密室」で生まれる職場の風土に抵抗することは難しい。虐待防止を職員個人の自覚に任せるのではなく、組織として取り組む必要がある。有効なのは外部の目を入れることだ。虐待防止委員会に施設外の人を入れ、普段から出入りしてもらい、気になる支援の指摘を受けると緊張感が保てる。

虐待の要因は「教育・知識・介護技術などに関する問題」が73%で最多。虐待被害者のうち3割は行動障害がある人だ。行動障害に対する支援スキルがないと、部屋に閉じ込めておく方が「安全」と思考停止に陥ってしまう。高齢者分野から始まった身体拘束廃止を障害分野でも進めるべきだ。理事長、施設長が支援の質の向上を打ち出し、職員のスキルアップに取り組むことが求められる。

障害者虐待防止法は、虐待を受けたと思われる障害者を発見した人に、市町村への通報義務を定める。初めから深刻な虐待が行われるのではなく、不適切な支援を軽視し見逃すうちに虐待を容認する空気が醸成されて事件につながる。一度虐待を通報しないと、どんどん通報しづらくなり事態が悪化する。早期に

通報すれば利用者の被害を最小限にとどめ、加害者も刑事罰までは問われず、施設への処分や社会的な批判も重くはならない。通報が「すべての人を救う」ことにつながる。虐待が起きてしまったら、正直に通報して責任を果たし、処分を受け真摯（しんし）に再発防止に取り組み続けることがプロとして必須だ。

行政は事実確認調査に基づき、速やかに虐待認定を行う必要がある。実地指導や監査の際に支援実態を把握することも望まれる。「施設には、入所でお世話になっている」という意識が働き、虐待認定に消極的という声も聞く。公平性を保ち、障害者の人権を第一に考えるべきだ。

■人物略歴

曽根直樹（そね・なおき）氏

1959年生まれ。埼玉県在住。東洋大大学院卒。埼玉県立障害者支援施設、東松山市社会福祉協議会勤務、厚生労働省虐待防止専門官などを経て現職。